

# 平成 30 年度「とおかまち市民活動助成金」公募要項

NPO 法人市民活動ネットワークひとサポ

## 【目的】

十日町市内の市民活動をより充実したものにし、このまちの活性化を図るため、その担い手となる団体・グループの活動を支援する公募型の助成金交付事業を、下記のとおり実施します。

## 記

### 1. 助成事業の内容

これから十日町市内で市民活動の新たな取り組みを始めようという団体やグループをより大きく育てていくとともに、団体同士のつながりを生み市民活動を活性化させるため、助成するものです。

### 2. 助成対象者

構成員の半数以上が十日町市民であり、十日町市内に活動拠点を置く団体・グループおよびそれらで構成される実行委員会等

(注) 団体・グループの法人格は問いません。

### 3. 助成対象事業

次の①から⑤をすべて満たす、イベント・セミナー等・その他新たな市民活動活性化の効果が期待できる事業。

- ① その全部または一部が十日町市の**中心市街地以外**<sup>\*</sup>で実施されるもの
- ② 不特定多数の市民や来訪者等を対象としたもの（応募者又はその関係者を主な対象としたものは助成対象外）
- ③ 既存イベント等との差別化や工夫が明確に判断できるもの（原則、既存イベント等の継続のみを目的としたものは助成対象外）
- ④ 政治活動や宗教活動を主たる目的としておらず、公序良俗に反していないもの
- ⑤ 助成金の交付決定日以降、平成 31 年 3 月 15 日までに完了するもの

※ 中心市街地で実施するイベント等については NPO 法人にぎわいのまちなか元気応援助成金をご活用ください。

#### 4. 助成対象経費

助成対象事業の実施のために必要と認められる次の経費。

ア) 謝金（講師謝礼・出演料など）

イ) 旅費（原則、講師等に支払われるものに限る）

ウ) 消耗品費（助成対象事業のみに使用されるものに限る・備品等は除く）

エ) 印刷費（ポスター・チラシなど）

オ) 通信費（告知のための郵送料など）

カ) 会場費（使用料・設営費など）

キ) その他、助成対象事業実施のために最低限必要と認められる経費

#### 5. 助成額

次のうち少ない方の額を上限に、審査により決定する。

助成対象経費の総額の 10 分の 10 又は 5 万円（千円未満切り捨て）

#### 6. 公募期間

＜前期＞平成 30 年 4 月 15 日～9 月 30 日

※概ね 10 月までに行われる事業を対象とします。

＜後期＞平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 1 日

※概ね 3 月までに行われる事業を対象とします。

※予定数に達した場合、期間途中で締め切る場合があります。

#### 7. 応募方法

別記 1「とおかまち市民活動助成金 応募様式」により、公募期限までに郵送または持参。

※応募書類は審査のポイントとなります。できる限り詳しく記載してください。

※応募にあたり、事前に計画内容等の相談をお願いします。

※審査には時間がかかります。事業実施の約 2 週間前までには提出を完了してください。

＜書類提出先＞特定非営利活動法人 市民活動ネットワークひとサポ

〒948-0082 十日町市本町 2 丁目 226 番地 1

十日町市市民交流センター分じろう内

TEL 025-761-7444 FAX 025-761-7445

E-mail info@hitosapo.info HP <http://hitosapo.info>

※応募様式は、事務局またはホームページからダウンロードして入手できます。

## 8. 審査及び決定

次の方法で審査し、助成金の交付を決定します。

＜第一次審査＞

書類審査

＜最終審査＞

NPO 法人市民活動ネットワークひとサポ理事会（非公開・応募者による企画説明、面談）

### ■面談

日時 第一次審査結果とともに応募者の方へお知らせします。

会場 十日町市市民交流センター分じろう（本町2丁目226番地1）

※面談の方法などについては、応募者の方へ別途お知らせします。

## 9. 審査基準

- ① 独創性：新たなニーズや課題に対して有効な独創性手段を有しているか。
- ② 期待度：市民活動活性化の新たな担い手として期待できるか。
- ③ 継続性：活動を継続・発展させていく意思を有しているか。
- ④ 波及性：他団体による取り組み誘発など、市民活動活性化の波及効果が期待できるか。
- ⑤ 連携性：地域や他団体等と具体的に連携・協力した取り組みか。
- ⑥ 実現性：明確な事業目標・計画・予算・実施体制など、実現性を有しているか。

## 10. 審査結果

面談後概ね2週間以内に、すべての応募者に対して別記「審査結果通知書」でお知らせします。

## 11. 助成金の支払い

交付決定時及び実績報告後（助成金額確定後）の2回とし、交付決定された応募者からの別記「請求書」提出により指定口座に振り込むものとします。その内訳は次のとおりです。

＜交付決定時＞ 交付決定額の5分の4以内（千円未満切り捨て）

＜実績報告後＞ 助成金の確定額から交付決定時に支払った額を差し引いた額

## 12. 実績報告と交付額の確定

事業が完了後、2週間以内に別記「実績報告書」と領収書のコピーを提出し助成金額を確定させてください（報告を元に金額を確定し、別記「助成金額確定通知書」で通知します）。

### 13. 交付回数等の制限

- (1) 同一の応募者に対する助成金の交付は 1 回を限度とし、実質的に同一と認められる場合も同様とします。
- (2) 助成金の交付を受けた事業と同一の事業に対する助成金の交付は 1 回を限度とし、実質的に同一と認められる場合も同様とします。

### 14. 交付の辞退

交付決定を受けた事業の中止、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、別記「交付辞退届」を提出してください。

### 15. 情報の取り扱い

- (1) 助成金の交付が決定された場合は、団体名・代表者名・事業内容等に加え、事業の成果・今後の展開等について一般公開となることについて同意をお願いします。
- (2) 上記情報の公開は、ホームページや各種媒体によります。
- (3) 以上の事項について、応募受付をもって同意いただけたものとして取り扱います。

### 16. その他

- (1) 本助成金の交付決定を受けた事業について複数の助成金等を活用することにより、その額と本助成金の額の合計が対象経費の総額を上回った場合や、助成金の確定額が交付決定額を下回った場合など、本助成金を減額又は辞退いただくことがあります。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。
  - ア) 応募内容に虚偽又は事実と異なる記載等があることが判明した場合
  - イ) 助成対象事業の完了期限までに事業が完了しなかった場合
- (3) 事業の実施に際し、本助成金による助成事業である旨を明示していただきます。印刷物、ホームページ等には「助成 十日町市・NPO 法人市民活動ネットワークひとサポ」と明記してください。
- (4) 本助成金交付にあたり、本要項に定めのない必要な事項は別に定めます。

#### 【お問い合わせ】

特定非営利活動法人 市民活動ネットワークひとサポ

(午前 9 時～午後 5 時 火曜日・年末年始を除く)

TEL 025-761-7444 FAX 025-761-7445

E-mail info@hitosapo.info HP <http://hitosapo.info/>